

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月26日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積計画の決定について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告事項

報第1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第3号 農地潰廃通報について

報第4号 作付変更届について

報第5号 農地法第3条の3の届出について

農業委員出席委員 19名

1番 山 倉 広 委員	2番 山 屋 和 徳 委員
3番 熊 倉 睦 委員	4番 栞 原 一 郎 委員
5番 馬 場 良 子 委員	6番 坂 井 浩 行 委員
7番 田 邊 稔 委員	8番 捧 幸 伸 委員
9番 佐 藤 秀 樹 委員	10番 野 崎 文 夫 委員
11番 岡 崎 耕一郎 委員	12番 島 影 正 幸 委員
13番 清 野 秀 作 委員	14番 小 林 茂 宏 委員
15番 佐 藤 一 富 委員	16番 三 師 満 夫 委員
17番 佐 藤 裕 雄 委員	18番 田 邊 敦 子 委員
19番 廣 川 哲 也 委員	

農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯 塚 栄三千 委員	井 上 利 弥 委員
大 口 伸 昭 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
北 澤 正 之 委員	小 池 秀 一 委員
笹 岡 大 介 委員	高 山 弘 則 委員

長谷川 淨 二 委員
松 岡 博 一 委員
矢 代 誠 一 委員
吉 田 精 一 委員
渡 辺 秀 人 委員

原 田 孝 一 委員
松 下 正 樹 委員
山 谷 秀 昭 委員
吉 田 昇 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任 佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

議長（野崎会長）

これより定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席0、推進委員、現在員17名、出席17名、欠席0で、過半数以上ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき、議長から指名いたします。

1番、山倉広委員、18番、田邊敦子委員からお願いします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

説明をさせていただく前に大変恐縮ですが、議第1号議案の訂正をお願いいたします。本日お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の決定について 正誤表」と、併せまして議案書の5ページをお願いいたします。3-1番について、利用権の設定（移転）を受ける者の経営面積において、表示に誤りがありました。正し

くは正誤表のとおりでございますので、おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

3ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定4件、3万307平米です。これらの4件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が新規で借入をするものです。番号ごとに順次説明いたします。

1ページをお願いします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、栗林地内の農地9筆、8,995平米。

2番は、2ページまで続きます。大宮新田地内ほかの農地28筆、1万5,966平米。

3番は、柳川新田地内の農地2筆、4,026平米。

4番は、袋地内の農地3筆、1,320平米。

以上4件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

6ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定4件、3万307平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、利用権の設定を受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

11ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定10件、4万6,050.91平米、再設定2件、3,830平米、合計12件、4万9,880.91平米です。

番号ごとに順次説明いたします。7ページをお願いします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

5番は、須戸新田地内の農地1筆、598平米。

6番は、濁沢地内の農地1筆、1,738平米。

7番は、駒込地内の農地10筆、3,978平米。

8ページをお願いします。

8番は、原地内の農地9筆、1,718平米。

9番は、長沢地内の農地9筆、6,105平米。

10番は、濁沢地内の農地1筆、896平米。

11番は、院内地内ほかの農地17筆、7,332平米。

10ページをお願いします。

12番は、棚鱗地内の農地3筆、5,212平米。経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、これまで農業法人で耕作経験があり、機械も借りることにしています。

13番は、飯田地内の農地4筆、6,974平米。

14番は、飯田地内の農地8筆、1万1,499.91平米。

以上10件は、相対により新規でそれぞれに賃借権または使用賃借権を設定するものです。

15番及び16番は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、榎原会長代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

最初に、第3調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、4月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において開催しました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時28分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月は、公社借入が新規設定4件、3万307平米、公社貸付は新規設定4件、3万307平米です。次に、相対での利用権設定は新規設定10件、4万6,050.91平米、再設定2件、3,830平米、合計12件、4万9,880.91平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、た

だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(野崎会長)

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

12ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、贈与によるもの1件、4,055平米です。

1番は、北五百川地内の農地6筆、4,055平米を、譲渡人は高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望でこれまで貸していた譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長(7番田邊 稔委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は、贈与によるもの1件、4,055平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

13ページの欄外を御覧ください。今月の申請は2件、1,173平米です。番号ごとに順次説明いたします。

1番は、宅地分譲5区画ほかを目的として、令和5年10月31日付で農地法第5条の許可を受けた曲渕二丁目地内の農地1筆、965平米を議第5号の6番の隣接農地924平米と一体で宅地分譲9区画及び道路等の用地として利用したいもので、場所につきましては月岡小学校の北西480メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、令和3年2月26日付で事業計画変更承認を受けた月岡二丁目地内の農地2筆、208平米を売買により取得し、隣接する住宅兼事務所の宅地と一体で駐車場の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、月岡小学校の東側360メートル付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の1番で農地法第5条の許可申請がなされており、

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は2件、1,173平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものといたしました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、た

だいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(野崎会長)

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

14ページ欄外を御覧ください。今月の申請は2件、161.71平米です。番号ごとに順次説明いたします。

1番は、曲渕二丁目地内の農地1筆、110平米を既存宅地と一体で住宅敷地の拡張の用地として利用したいもので、場所につきましては、月岡小学校の北西側480メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、蔵内地内の農地4筆、51.71平米を既存宅地と一体で住宅敷地の拡張の用地として利用したいもので、場所につきましては、大潟浄化センターの北側450メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長(7番田邊 稔委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は2件、161.71平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺の農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと判断しました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

17ページ欄外を御覧ください。今月の申請は10件、7,489.6平米です。

15ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

1番は、議第3号の2番と同じ内容ですので、説明を省略させていただきます。

2番は、荒町二丁目地内の農地4筆、354.3平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、体育文化会館の西側100メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、譲渡人と譲受人は親子です。

3番は、新光町地内の農地2筆、1,956平米を売買により取得し、宅地分譲9区画、道路及びごみ置場1か所の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条警察署の北東側130メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、北新保二丁目地内の農地2筆、317.3平米を売買により取得し、隣接する宅地の庭の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条嵐南小学校の北東側340メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

5番は、東新保地内の農地2筆、180平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR三条駅の東側180メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、先ほど説明いたしました議第3号の1番の事業計画変更承認申請地と一体で、

曲渕二丁目地内の農地 1 筆924平米を売買により取得し、宅地分譲 9 区画、道路等の用地として利用したいもので、価格は 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所及び農用地区分は、議第 3 号の 1 番と同じですので、説明を省略させていただきます。

7 番は、三竹三丁目地内の農地 1 筆、242平米を売買により取得し、住宅 1 棟の用地として利用したいもので、価格は 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、サンファームの西側280メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

8 番は、笹岡地内の農地 1 筆、1,181平米及び中野原地内の農地 1 筆、124平米、合計 2 筆、1,305平米を賃借権の設定により建築資材等置場の用地として利用したいもので、場所につきましては、それぞれ三条消防署下田分署の西側100メートル、笹岡小学校の西側190メートル付近で、いずれも10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農用地区分は第 1 種農地と判断されます。中野原地内の農地は、既存施設の拡張で既存敷地の 2 分の 1 を超えないこと、また笹岡地内の農地は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、いずれも第 1 種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

9 番は、島潟地内の農地 1 筆、206平米を使用貸借権の設定により住宅 1 棟及び駐車場 2 台分の用地として利用したいもので、場所につきましては、大浦小学校の北東側520メートル付近で、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農用地区分は第 1 種農地と判断されます。転用目的が居住する者の日常生活に必要な住宅であることから、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。なお、譲渡人と譲受人は親子です。

10番は、上大浦地内の農地 2 筆、1,797平米を売買により取得し、隣接する工場の駐車場、普通車25台、大型車 6 台分及び調整池の用地として利用したいもので、価格は 1 平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大浦小学校の東側480メートル付近で、住宅等の連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

なお、申請に当たり、関係自治会及び下田土地改良区から同意を得ており、これにより懸案となっておりました隣接する工場の必要容量の調整池を確保できることとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7 番、田邊稔委員。

第 3 調査部会長（7 番田邊 稔委員）

議第 5 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は10件、7,489.6平米です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、いずれも3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと判断しました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

以上で全ての議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号につきましては、先ほど議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号から報第5号までの4件について、事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了します。

議長（野崎会長）

以上で定例総会を閉会します。長時間にわたって御審議いただき、ありがとうございました。

午前10時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 1 番） 山倉 広

議事録署名委員（ 1 8 番） 田邊 敦子
